

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 2 項に基づき一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成 26 年 3 月 26 日

中部運輸局長 野俣 光孝

記

- 1 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次のいずれかに該当するときは変更命令の審査を必要としないものとする。
  - ① 運賃・料金の上限額及び下限額が、別紙 1 の範囲内のものであって、運賃・料金の適用方法（車種区分、運賃の計算、料金の種類及び適用方法を定めているもの。以下同じ。）が、別紙 2 の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」（以下「標準適用方法」という。）と合致するものであるとき。
  - ② 中部運輸局長が地域の事情を勘案して、①の別紙 1 の範囲内の額を適用することが適当ではないとして公示したものであるとき。
- 2 運賃・料金の上限額及び下限額が、別紙 1 の範囲以外のものである場合は、法第 9 条の 2 第 2 項で準用する法第 9 条第 6 項各号に該当するか否かの審査を行うこととし、法第 94 条第 1 項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。

- 3 運賃・料金の適用方法が、別紙 2 の標準適用方法と合致しないものである場合は、法第 9 条の 2 第 2 項で準用する法第 9 条第 6 項各号に該当するか否かの審査を行うこととし、法第 94 条第 1 項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求める
- 4 上記 2 及び 3 の場合において、審査の結果、法第 9 条の 2 第 2 項で準用する法第 9 条第 6 項各号に該当すると判断されるときは運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

#### 附則

1. この公示は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
2. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成 11 年 12 月 27 日付け中運局公示第 202 号）」は平成 26 年 3 月 31 日限りこれを廃止する。
3. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。
4. 3 により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

別紙 1

一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない  
運賃・料金の額の範囲

(円)

			上 限 額	下 限 額
運賃	キロ制運賃 (1km 当たり)	大型車	160	110
		中型車	130	90
		小型車	110	80
	時間制運賃 (1 時間当たり)	大型車	7,660	5,310
		中型車	6,470	4,480
		小型車	5,550	3,850
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金(1km 当たり)	20	
		時間制料金(1 時間当たり)	3,340	2,310
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内	

## 別紙 2

### 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

#### 第 1. 車種区分

大型車、中型車、小型車の 3 区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車……車両の長さ 9 メートル以上又は旅客席数 50 人以上

中型車……大型車、小型車以外のもの

小型車……車両の長さ 7 メートル以下で、かつ旅客席数 29 人以下

#### 第 2. 運賃

##### 1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

##### 2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

###### (1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1 時間ずつ合計 2 時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。）を合算した時間に 1 時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が 3 時間未満の場合は、走行時間を 3 時間として計算した額とする。

② 2 日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の 1 時間ずつを点呼点検時間とする。

③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は 8 時間を上限として計算することとする。

###### (2) キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい回送距離を含む。以下同じ。）に 1 キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

###### (3) 運賃計算の基本

① 運賃は、車種別に計算した金額の最高額及び最低額の範囲内とする。

② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

##### 3. 運賃の割引

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については 3 割引とする。ただし、2. (3) ①により計算した額の下限額を限度とする。

(2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体については 2 割引とする。ただし、2. (3) ①により計算した額の下限額を限度とする。

- (3) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引をしない。

### 第3. 料金

#### 1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とする。

#### 2. 料金の適用

##### (1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたりの料金については、2割以内の割増料金を適用する。

##### (2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、運賃の5割以内の割増料金を適用することができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

##### (3) 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、中部運輸局長が公示する交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用する。

### 第4. 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

### 第5. 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

- (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。
- (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

### 第6. 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。